

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（各前年度4月2日～各年度4月1日）

（単位：人）

試験区分	職 種	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	令和6年度採用 (令和5年4月2日～令和6年4月1日)										
									受験者数			最終合格者数			採用者数				
									男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計		
I 種試験	一般行政	12	13	23	27	23	20	27	100	52	152	18	6	24	17	6	23		
	土木一般	4	4	4	8	4	6	4	12	1	13	2	0	2	2	0	2		
	建築一般	1	1	0	3	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	電気一般	1	2	1	2	1	0	2	4	0	4	2	0	2	2	0	2		
	機械一般	1	1	-	-	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0		
	衛生一般	1	1	2	1	2	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	農業一般	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	薬剤師	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	管理栄養士	1	-	-	-	-	-	1	0	13	13	0	1	1	0	1	1		
	歯科衛生士	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	保健師	-	-	2	3	2	2	6	1	7	8	0	2	2	0	2	2		
	社会福祉士	-	-	1	1	1	2	1	7	7	14	1	1	2	1	1	2		
	精神保健福祉士	-	-	1	1	1	0	0	社会福祉士と合わせて試験実施									-	-
	公認心理師	-	-	-	-	0	1	0	0	4	4	0	1	1	0	1	1		
	理学・作業療法士	-	-	-	-	-	-	1	2	3	5	0	1	1	0	1	1		
学芸員	-	-	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
一般行政（就氷）	-	-	-	-	2	2	2	19	11	30	0	1	1	0	0	0			
消防吏員	10	9	7	8	9	6	5	23	0	23	3	0	3	3	0	3			
保育士	4	4	2	2	2	2	2	2	10	12	0	2	2	0	2	2			
II 種試験	一般行政	1	1	2	2	2	4	3	8	6	14	0	2	2	0	1	1		
	機械一般	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	消防吏員	6	6	4	5	8	12	5	22	1	23	1	0	1	1	0	1		
職務経験者	一般行政	-	-	-	-	-	3	-	16	14	30	2	1	3	2	1	3		
	土木一般	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0			
	電気一般	-	-	-	-	-	1	-	1	0	1	0	0	0	0	0			
	機械一般	-	-	-	-	-	1	-	2	1	3	1	0	1	1	0	1		
障害者 選考	一般行政	-	-	0	2	2	1	0	6	1	7	1	0	1	0	0	0		
医師・獣医師等	5	3	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	48	45	51	67	63	67	67	227	131	358	31	18	49	29	16	45			

（注）上記のほか、割愛採用（広島県において採用された教育職員につき、引き続いて呉市の教育職員として採用するもの）による新規採用があります（令和6年度5名）。

(2) 職員の退職等の状況（各年度4月1日～各年度3月31日）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
定年退職	80	66	87	91	79	78	91	67	1
勸奨退職	21	12	13	10	10	5	12	22	11
普通退職	10	17	12	20	18	4	19	24	29
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	0	0	0	0	0	1
失 職	0	1	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	3	5	1	3	2	2	2	1	1
計	115	102	113	124	109	89	124	114	43
再任用職員	44	36	51	53	55	58	71	50	53

- （注） 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により離職することです。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職した場合や、任期付フルタイム職員の任期満了を含みます。
- 2 勸奨退職：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職することです。
- 3 普通退職：自己都合により退職することです。
- 4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第16条各号（第3号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの。）に該当し離職することです。
- 5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員です。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

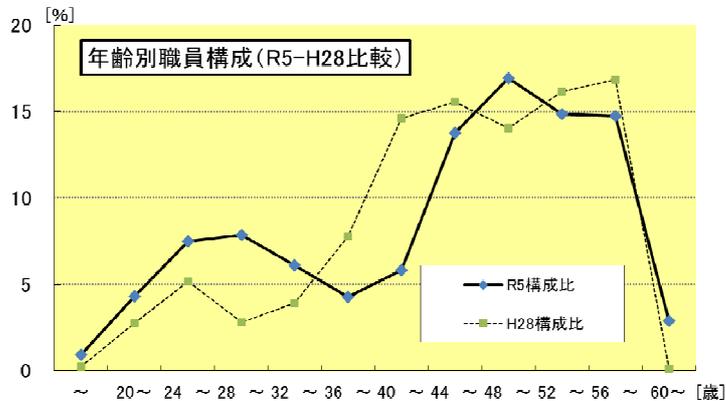
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
一般行政部門	福祉関係を 除く一般行政	議 会	16	16	0	
		総務・ 企 画	280	274	▲ 6	窓口業務の非常勤化等による減
		税 務	68	69	1	管理体制の見直し等による増
		労 働	1	1	0	
		農林水産	43	43	0	
		商 工	48	45	▲ 3	管理体制の見直し等による減
		土 木	191	193	2	管理体制の見直し等による増
		小 計	647	641	▲ 6	
	福祉関係	民 生	219	221	2	管理体制の見直し等による増
		衛 生	169	169	0	
		小 計	388	390	2	
	小 計		1,035	1,031	▲ 4	
	特別行政部門	教 育	133	133	0	
		消 防	352	349	▲ 3	普通退職等による減
小 計		485	482	▲ 3		
公営企業会計等部門	病 院	44	43	▲ 1	医師欠員による減	
	水 道	86	86	0		
	下 水 道	70	65	▲ 5	業務の非常勤化等による減	
	そ の 他	66	69	3		
	小 計	266	263	▲ 3		
合 計		1,786	1,776	▲ 10		

(注) 職員数は一般職に属する常勤職員数。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	12	87	147	137	135	79	93	217	281	281	249	68	1,786



(5) 第2次呉市職員体制再構築計画の目標及び進捗状況

①対象

市長事務部局，議会事務局，各行政委員会等事務局及び消防局の常勤職員（再任用職員及び上下水道局を除く。）

②目標

計画期間		目標
始期	終期	
平成30年度当初	令和5年度当初	▲141人 (▲8.1%)

※令和5年度当初における定員を1,600人と見込んでいます。

③進捗状況（各年度当初）

(単位：人)

区分 部門	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増減の 合計	
	基準値	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
市長事務部局	1,226	1,181	1,157	1,133	1,098	1,080		
議会事務局	16	16	16	16	16	16		
行政委員会等事務局	145	142	138	134	130	120		
消防局	354	352	351	352	352	351		
計	1,741	1,691	1,662	1,635	1,596	1,567		
対前年増減	-	▲50	▲29	▲27	▲39	▲29		▲174

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

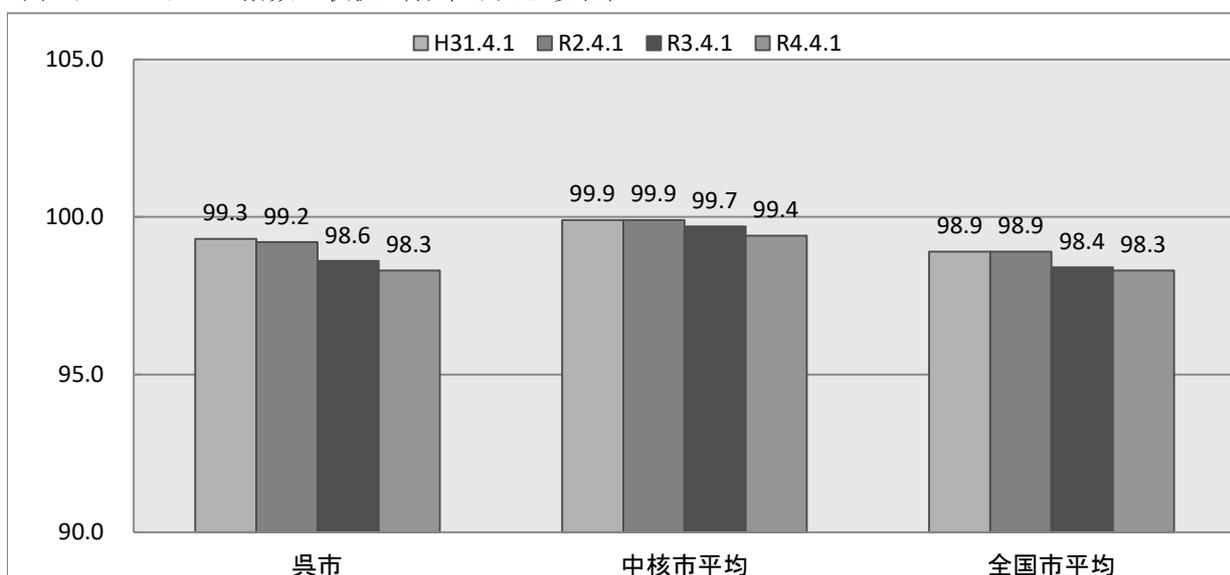
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
令和5年度	人 209,241	千円 108,836,845	千円 2,636,111	千円 17,020,813	% 15.6	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 1,536	千円 6,042,750	千円 1,000,064	千円 2,439,816	千円 9,482,630	千円 6,174	明らかになった時 点で更新します。

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



区 分	呉市	中核市平均	全国市平均
R2.4.1	99.2	99.9	98.9
R3.4.1	98.6	99.7	98.4
R4.4.1	98.3	99.4	98.3
R5.4.1	98.1	99.4	98.6

- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。（上記は、国の特例カットを反映しない参考値です。）

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
改定内容	一般職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 同様に他の給料表についても見直しを実施。

② 地域手当の見直し

国基準において支給対象地域となっていないため、未支給。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

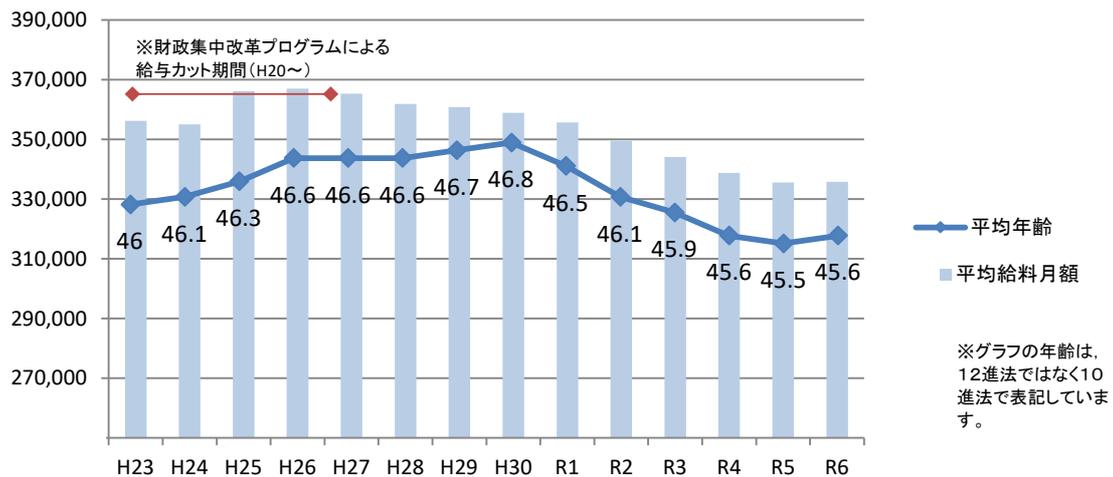
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
呉市	45.6 歳	333,835 円	403,922 円	349,136 円
広島県	明らかになった時点で更新します。			
国				
中核市				

②消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
呉市	38.1 歳	313,243 円	384,466 円	336,566 円
国	明らかになった時点で更新します。			
中核市				

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(参考) 平均年齢と平均給料月額の推移（一般行政職）



③技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
呉 市	54.9 歳	54 人	372,204 円	410,099 円	381,143 円
うち清掃職員	54.9 歳	39 人	374,810 円	422,446 円	384,810 円
うち用務員	53.7 歳	11 人	368,027 円	380,060 円	373,782 円
うちその他	58.5 歳	4 人	358,275 円	370,675 円	365,625 円
広島県	明らかにになった時点で更新します。				
国					
中核市					

区 分	民 間		参 考 A/B	参 考		
	平均年齢	平均給与 月 額 (B)		年収ベースの比較		
				公務員 (C)	民間 (D)	C/D
廃棄物処理従業員	明らかにになった時点で更新します。			千円 6,941.9	明らかにになった時点で更新します。	
用務員				千円 6,497.9		

- (注) 1 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22年から平成24年までの3カ年平均)
- 2 「民間」のデータのうち、調理士は広島県の計です。廃棄物処理従業員と用務員は、都道府県別の数値が公表されていないため、全国の計を記載しています。
- 3 「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。
- 5 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対して、人事院の民間給与実態調査は事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

(6) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

0		呉 市	広島県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	明らかにになった時点で更新します。	196,200 円
	高校卒	166,600 円		166,600 円
技能労務職	高校卒	166,600 円		—
消 防 職	高校卒	192,500 円		—

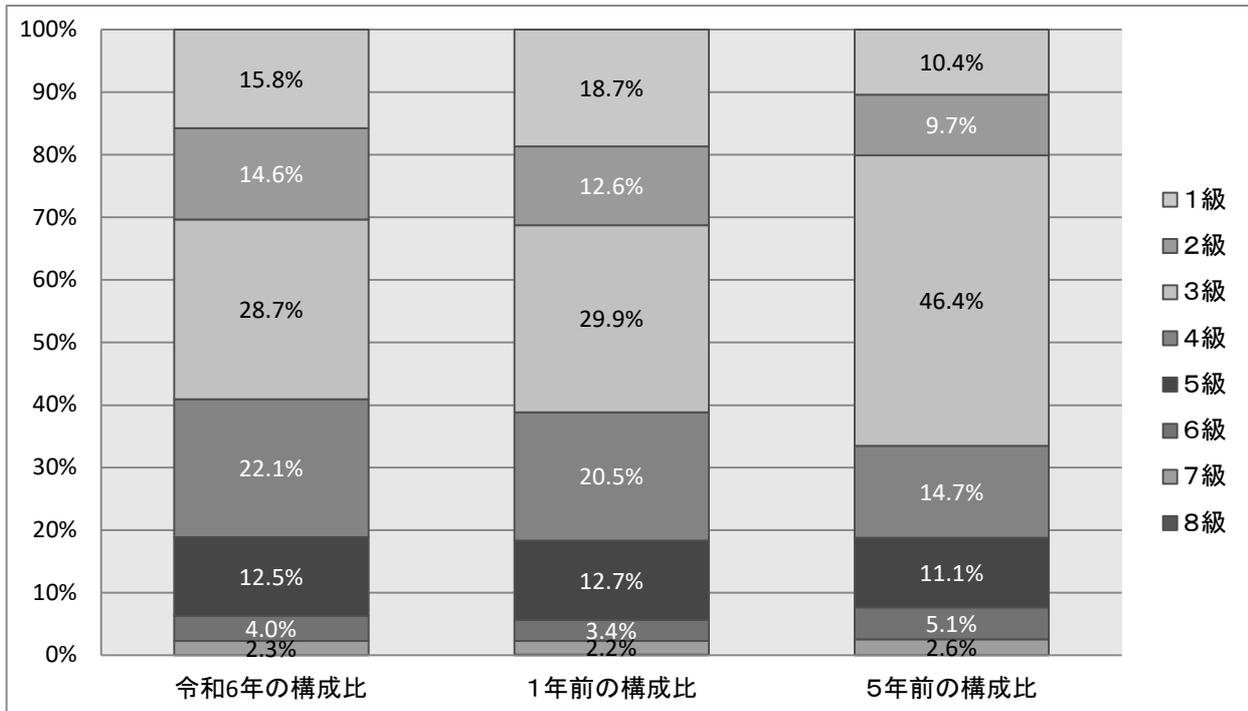
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	279,758 円	327,237 円	347,087 円	394,176 円	407,843 円
	高校卒	248,733 円	— 円	302,625 円	369,200 円	382,691 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	369,383 円	380,132 円
消 防 職	大学卒	285,519 円	349,589 円	372,693 円	394,707 円	391,067 円
	高校卒	273,754 円	308,617 円	364,681 円	378,285 円	399,900 円

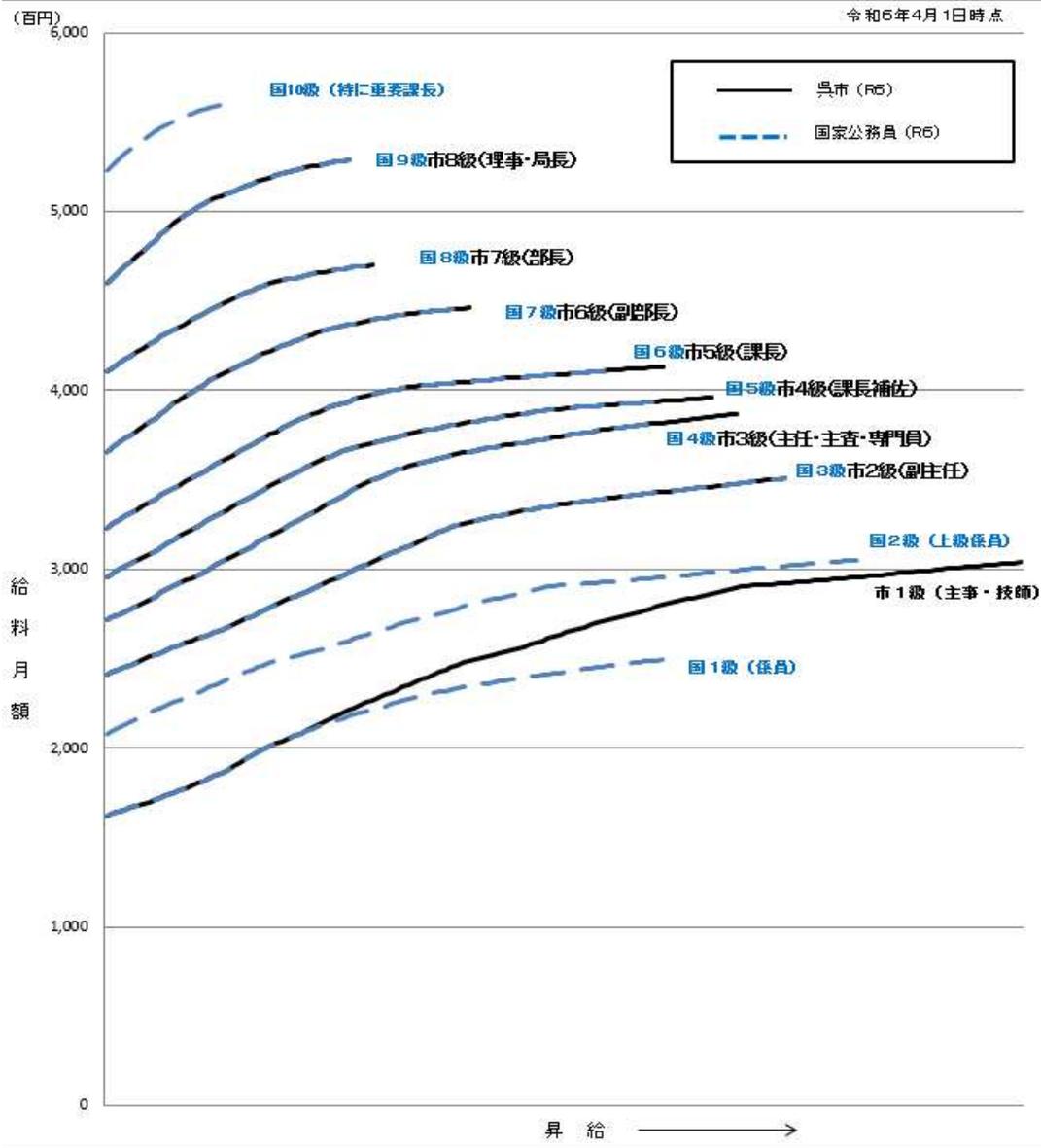
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	初号給の 給料月額 (単位:百円)	最高号給の 給料月額 (単位:百円)	平均 給料月額 (単位:百円)	標準的な職務内容	職員数	構成比	平均 年齢 (歳.月)
1級	1,621	3,052	2,151	主事・技師	137人	15.8%	26.26
2級	2,409	3,510	2,744	副主任	127人	14.5%	35.6
3級	2,716	3,868	3,661	主査・専門員・主任	249人	28.6%	49.1
4級	2,954	3,960	3,809	課長補佐	192人	22.1%	53.0
5級	3,231	4,133	4,053	課長	109人	12.7%	54.8
6級	3,655	4,462	4,384	副部長	35人	4.0%	55.9
7級	4,103	4,700	4,629	部長	20人	2.3%	56.9
8級	4,599	5,289	—	局長	—人	—%	—

- (注) 1 職員数は、呉市一般職給料表の級区分による一般行政職の職員数です。
 2 平均給料月額は、減額等の措置を講じた後の額を平均したものです。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(10) 昇給への人事評価の活用状況（呉市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位，標準，下位の区分		○		○	
上位，標準の区分					
標準，下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(11) 期末手当・勤勉手当

呉市	広島県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,755 千円	明らかになった時点で更新します。	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)
(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%		(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の区分	○		○	
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）		○		
人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(12) 退職手当（令和6年4月1日現在）

呉市			国		
(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年	(支給率) 自己都合	勤続20年	勤続25年
勤続20年 19.6695 月分	24.58688 月分	33.27080 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.58688 月分	33.27080 月分
勤続25年 28.0395 月分	33.27080 月分	47.70900 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27080 月分	47.70900 月分
勤続35年 39.7575 月分	47.70900 月分	47.70900 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.70900 月分	47.70900 月分
最高限度額 47.7090 月分	47.70900 月分		最高限度額 47.7090 月分	47.70900 月分	
1人当たり平均支給額 1,538 千円	20,686 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(13) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,537 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			310 千円
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区在勤	20 %	9 人	20 %
医師	16 %	1 人	16 %
広島市勤務	6.2 %	7 人	10 %
教育職給料表適用者	3.2 %	32 人	0 %

(14) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	43,644 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	109 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	27.2 %
手当の種類 (手当数)	22 種類
代表的な手当の名称 清掃業務等職員手当, 夜間特殊業務手当, 下水処理等業務手当, 社会福祉業務手当, 機関員手当, 消防救急手当	

(15) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	559,919 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	434 千円
支給実績 (令和4年度決算)	474,126 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	366 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(16) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者・父母等 6,500円 子1人につき 10,000円 (16歳から22歳までの子は, 5,000円を加算)	194,853 千円	279 千円
住居手当	・借家 上限28,500円	107,405 千円	315 千円
通勤手当	・交通機関利用者 6か月定期券相当額 ・交通用具利用者 距離に応じ 3,000円~33,500円	135,039 千円	113 千円

(17) 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	給料月額等		
給料		(参考) 中核市における最高/最低額	
市長	1,034,000 円	1,206,000 円 /	950,000 円
副市長	860,000 円	974,000 円 /	788,000 円
企業管理者	740,000 円		
報酬			
議長	660,000 円	827,000 円 /	584,000 円
副議長	600,000 円	748,000 円 /	504,000 円
議員	550,000 円	700,000 円 /	475,000 円
期末手当	(令和6年度支給割合)		
市長	4.50 月分		
副市長			
企業管理者			
議長			
副議長 議員			
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
市長	給料月額*在職月数*0.48	23,823,360円	任期毎
副市長	給料月額*在職月数*0.36	14,860,800円	任期毎
企業管理者	給料月額*在職月数*0.28	9,945,600円	任期毎

(注) 1 中核市における最高/最低額は, 令和6年4月1日現在のものです。

2の2 公営企業職員の給与の状況

(1) 水道事業費用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	5,866,093	△ 205,332	393,576	6.7	7.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費209,436千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	86	404,801	37,646	160,565	603,012	6,347	明らかになった時点で更新します。

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
呉市上下水道局	49.86 歳	366,169 円	528,957 円
市町村平均	明らかになった時点で更新します。		

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

呉市上下水道局	呉市一般行政職	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,690 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,597 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)
(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

呉市上下水道局				呉市一般行政職			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27080 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27080 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.70900 月分	
その他の加算措置 なし				その他の加算措置 なし			
1人あたり平均支給額 0千円 21,821千円				1人あたり平均支給額 1,538千円 20,686千円			

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			309 千円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和5年度決算）			309 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区在勤	20 %	0 人	20 %
医師	— %	— 人	16 %
広島市勤務	6.2 %	1 人	7.3 %
教育職給料表適用者	— %	— 人	4.3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			989 千円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和5年度決算）			25 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			41.1 %
手当の種類（手当数）			5 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場等作業手当	導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等を行う職員	危険箇所での導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等業務	日額250円 (修繕業務は日額300円) 半日以下の場合6割支給
緊急呼出手当	勤務時間外又は休日に緊急出勤を命じられた職員	配水施設等の異常警報作動等の対応業務	緊急呼出1回につき1,500円
収納業務等職員手当	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務の従事職員	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務	日額300円 半日以下の場合6割支給
病理細菌水質検査手当	化学技術又は衛生技術等の職務を行う職員	病理細菌検査又は水質検査の作業業務	日額230円 半日以下の場合6割支給
下水処理等業務手当	下水道管きよの維持管理、補修等の業務に従事する職員	下水道管きよの維持管理、補修等の業務	東部処理場で業務に従事した場合 860円 それ以外の施設で業務に従事した場合 700円 半日以下の場合6割支給

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	12,222 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	149 千円
支給実績（令和4年度決算）	11,264 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	137 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外1人につき10,000円 (16歳から22歳までの子は、5,000円を加算)	同じ	—	9,426 千円	224,429 円
住居手当	・借家 上限27,500円	同じ	—	5,449 千円	286,774 円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券相当額 ・交通用具利用者 距離に応じ 3,000円～33,500円	同じ	—	8,231 千円	99,165 円

(2) 工業用水道事業費用

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
令和5年度	千円 3,567,038	千円 △ 2,642,261	千円 54,016	% 1.5	% 11.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,344千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 8	千円 40,447	千円 4,404	千円 13,509	千円 58,360	千円 4,863	明らかになった時点 で更新します。

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
呉市上下水道局	歳 49.33	円 345,918	円 405,274
市町村平均	明らかになった時点で更新します。		

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

呉市上下水道局	呉市一般行政職	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,126 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,597 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)
(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

呉市上下水道局				呉市一般行政職										
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.58688	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.58688	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27080	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27080	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分	その他の加算措置	なし								
最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分	1人当たり平均支給額	0千円		21,821千円		1,538千円		20,686千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区在勤	20%	0人	20%
医師	—%	—人	16%
広島市勤務	—%	—人	7.3%
教育職給料表適用者	—%	—人	4.3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		169千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		21千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		66.7%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場等作業手当	導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等を行う職員	危険箇所での導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等業務	日額250円 （修繕業務は日額300円） 半日以下の場合6割支給
緊急呼出手当	勤務時間外又は休日に緊急出勤を命じられた職員	配水施設等の異常警報作動等の対応業務	緊急呼出1回につき1,500円
収納業務等職員手当	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務の従事職員	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務	日額300円 半日以下の場合6割支給
病理細菌水質検査手当	化学技術又は衛生技術等の職務を行う職員	病理細菌検査又は水質検査の作業業務	日額230円 半日以下の場合6割支給
下水処理等業務手当	下水道管きよの維持管理、補修等の業務に従事する職員	下水道管きよの維持管理、補修等の業務	東部処理場で業務に従事した場合 860円 それ以外の施設で業務に従事した場合 700円 半日以下の場合6割支給

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,934 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	176 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,738 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	174 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給額 （5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外1人につき10,000円 （16歳から22歳までの子は、5,000円を加算）	同じ	—	704 千円	234,667 円
住居手当	・借家 上限27,500円	同じ	—	444 千円	222,050 円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券相当額 ・交通用具利用者 距離に応じ 3,000円～33,500円	同じ	—	1,322 千円	120,214 円

(3) 下水道事業費用(集落排水事業含む。)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 6,817,434	千円 104,265	千円 278,482	% 4.1	% 4.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費190,316千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 70	千円 316,494	千円 27,378	千円 124,926	千円 468,798	千円 6,088	明らかになった時点 で更新します。

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
呉市上下水道局	歳 46.63	円 351,337	円 507,357
市町村平均	明らかになった時点で更新します。		

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

呉市上下水道局	呉市一般行政職	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,622 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,597 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375 月分) (0.975 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35 月分) (0.95 月分)
(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

呉市上下水道局				呉市一般行政職										
（支給率）		自己都合		勸奨・定年		（支給率）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.58688	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.58688	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27080	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27080	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.70900	月分	その他の加算措置	なし								
最高限度額	47.7090	月分	47.70900	月分	1人当たり平均支給額	0千円		21,821千円		1,538千円		20,686千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区在勤	20%	0人	20%
医師	—%	—人	16%
広島市勤務	—%	—人	7.3%
教育職給料表適用者	—%	—人	4.3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		358千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		20千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		23.4%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場等作業手当	導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等を行う職員	危険箇所での導・送・配・給水管の維持作業又は修繕作業等業務	日額250円 （修繕業務は日額300円） 半日以下の場合6割支給
緊急呼出手当	勤務時間外又は休日に緊急出勤を命じられた職員	配水施設等の異常警報作動等の対応業務	緊急呼出1回につき1,500円
収納業務等職員手当	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務の従事職員	水道料金、下水道事業受益者負担金等の徴収等業務	日額300円 半日以下の場合6割支給
病理細菌水質検査手当	化学技術又は衛生技術等の職務を行う職員	病理細菌検査又は水質検査の作業業務	日額230円 半日以下の場合6割支給
下水処理等業務手当	下水道管きよの維持管理、補修等の業務に従事する職員	下水道管きよの維持管理、補修等の業務	東部処理場で業務に従事した場合 860円 それ以外の施設で業務に従事した場合 700円 半日以下の場合6割支給

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,876 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	141 千円
支給実績（令和4年度決算）	10,892 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	168 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外1人につき10,000円 (16歳から22歳までの子は、5,000円を加算)	同じ	—	7,034 千円	213,152 円
住居手当	・借家 上限27,500円	同じ	—	4,149 千円	319,115 円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券相当額 ・交通用具利用者 距離に応じ 3,000円～33,500円	同じ	—	7,073 千円	126,312 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	H22.4.1から改定

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

総使用日数 A	全対象職員数 B	平均使用日数 B/C 日
19,808.0	1,751	11.3

(注) 全対象職員数とは、職員のうち休職や育児休業中の職員を除いた職員数です。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務 月平均時間数
328,736	15.7

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く。）数で除したものです。

(4) 特別休暇の状況（令和6年4月1日現在）

休暇の種類 (主なもの)	付与日数・期間等	有給・無給 の別	内 容
忌引休暇	1日～7日	有給	親族が死亡したとき
結婚休暇	7日	有給	職員が結婚したとき
産前産後休暇	産前8週・産後8週	有給	女子職員が出産するとき
母体保護休暇	妊娠期間に応じ必要と認められる期間	有給	妊娠中の女子職員が保健指導、健康診査を受けるとき又は当該保険指導等により、勤務しないことが相当と認められる場合
育児参加休暇	産後1年以内に7日	有給	職員の妻が出産するとき
通勤緩和	1日1時間以内	有給	妊娠中の女子職員が母胎・胎児の健康保持のため、利用する交通機関の混雑を避けなければならないと認められるとき
子の看護休暇	対象となる子一人につき1年度で5日以内	有給	中学校就学の始期までの子を看護するとき
療養休暇	必要と認める期間	有給	医師の診断書に基づく期間
夏期休暇	3日	有給	7月から9月までの間
ドナー休暇	必要と認める期間	有給	骨髄移植の提供者となるとき

(注) 「特別休暇」とは、条例及び規則で制度化されているものです。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	34	0	34
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制，定数の改廃，予算の減少により廃職，過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	0	0	0	0	0
計		0	0	34	0	34

(2) 懲戒処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	1	3	1	7	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	3	0	0	0	3	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		5	1	3	1	10	3

(注) 「訓告等」とは，事件当事者又は監督者に対して訓告，嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）
 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区 分	人（件）	備 考
許可人数 （または許可件数）	121	従事業務の主なものは、消防団員、スポーツ推進員などです。

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと、報酬を得て他の業務に従事すること等をいいます。

6 職員の退職管理の状況

（単位：人）

区分	民間企業	左記以外の法人
令和5年度退職者 （管理職であった者）	8	17

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

①研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期間
有	平成18年3月 (平成25年4月改定)

②研修の実施状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

研修種別	令和4年度参加者数	備考
課程研修事業	648 人	初任研修など各階層別の研修
実務教養研修事業	1,307 人	各種実務研修
派遣研修事業	147 人	自治大学校，市町村アカデミー，国際文化アカデミーなど
計	2,102 人	

(2) 職員の人事考課の状況（地方公務員法第23条の2）

①人事考課の実施状況

実施の有無	導入時期
有	平成12年4月 (平成25年6月改定)

②人事考課の活用分野

活用区分		活用	備考
任用管理	昇任・昇格	○	
	配置転換	○	
	降任・免職	○	支援職員に認定。その後改善が認められない場合は対象となる。
人材育成		○	目標設定・自己評価・本人開示等
給与上の処遇	昇給	○	D考課の場合，支援職員に認定。認定期間中は昇給停止となる。
	勤勉手当	○	D考課の場合，支援職員に認定。認定期間中は勤勉手当の減額対象となる。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制の状況（令和4年度）

総括安全衛生管理者	安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等		産業医				委員会					
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	実選任者数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数				
5	5	5	5	5	9	9	13	111	111	7	7	7	2	5	5	9	9

(2) 健康診断の状況（令和4年度）

区分	受診者数
一般定期健康診断	826
有害業務健康診断	68
V D T 健康診断	126
腰痛，頸肩腕健康診断	70
肝炎ウイルス検査	61

(3) 公務災害の状況

(単位：件)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発生状況	公務災害	7	16	14	7	11	13	8	12
	通勤災害	6	5	4	4	6	1	4	4
計		13	21	18	11	17	14	12	16

(4) 福利厚生事業

職員の医療保険，年金，福祉事業については，広島県市町村職員共済組合に加入し，その制度の適用を受けています。

また，職員は，互助共済及び福利厚生を増進するために呉市職員厚生会を設置し，職員からの会費及び補助金により運営しています。

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	R5. 3. 31現在継続件数	R5. 4. 1～ R6. 3. 31の 措置要求の 件数	R5. 4. 1～ R6. 3. 31の 終結件数	R6. 3. 31現在継続件数
	A	B	C	(A+B-C)
給 与	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分		R5. 3. 31現在継続件数	R5. 4. 1～ R6. 3. 31の 不服申し立 ての件数	R5. 4. 1～ R6. 3. 31の 終結件数	R6. 3. 31現在継続件数
		A	B	C	(A+B-C)
分限処分	降 給	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
転 任		0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0